

▶ 社会的保護についての世界報告 2024～2026 年版

概要

2024 年 9 月

当文書は ILO 駐日事務所による仮訳であり、正文は原文とする

原文：

[World Social Protection Report 2024-26: Universal social protection for climate action and a just transition](#)

International Labour Organization (ILO), Geneva, 2024

史上初めて、世界人口の半分以上が何らかの形で社会的保護の対象となっている。これは歓迎すべき前進ではあるが、今なお 38 億人が全く保護されていないという厳然たる事実がある。あらゆる人々のために「人権としての社会保障」を確立する喫緊の必要性があり、さらに大きな課題に対処するために社会的保護が担うべき役割を踏まえると、その緊急性はますます高まっている。具体的に課題とは「気候変動対策」と、脱炭素経済への移行に際して影響を受ける地域や労働者が取り残されないようにする「公正な移行」のことであり、これらの課題を解決して全世界を脅かす三重の危機である気候変動、環境汚染と生物多様性の喪失に対処していかなければならない。まさに今、地球温暖化が大きな臨界点を迎えようとしている時に、こうした気候危機は社会正義にとって何にもまして最大の脅威となる。

一つの対応策としては、公正な移行の準備を迅速に推し進めていくことが緊急に必要である。普遍的な社会的保護制度は、気候変動の目標を達成し公正な移行を進めるのに重要な役割を担っている。本報告書は、とりわけ気候危機と公正な移行の急迫した必要性を重点的に取り上げて、2015 年以降に社会的保護の拡大と人権ベースの社会的保護制度の構築に向けて世界中で行われてきた取り組みの進捗状況を全体的に概説する。これは、国連決議に基づく「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」のモニタリング枠組みに不可欠である¹。また、本報告書は、政策決定者、社会的パートナーやその他の関係者に対して、社会的保護の格差縮小と気候変動目標の達成を同時に行える取り組みを加速化するように要請している。

本報告書の論旨は、次の 5 つにまとめられる。

▶ **社会的保護は、気候変動に対する適応策と緩和策のいづれをも支える重要な手段である。** 貧困と社会的排除を防止し不平等を軽減することでぜい弱性の根本原因に対処するため、気候変動の適応策の基盤を成している²。また、最低所得と医療アクセスを保障することで、人々

の気候ショックへの対応力をあらかじめ強化することができる。さらに、それにより人材開発、生産的な投資や生活の多様化が進むので、現世代だけでなく将来世代においても気候変動に適応する能力の向上にも寄与する。

加えて、気候変動による損失と損害への包摂的で効率的な対応を大規模に行う際にも、社会的保護制度は役立つ。制度の対象範囲が広く、備えが充実している場合には、特に有用である。また、気候変動の緩和策³やその他の環境政策には潜在的な悪影響があり、住民や企業に対して補償を行ってそうした悪影響を軽減する必要があるが、その際には社会的保護制度の存在がカギとなる。積極的労働市場政策と組み合わせることで、人々が環境によりやさしい仕事や持続可能性がより高い経済慣行に移行する助けとなる。さらに、気候変動を緩和する取り組みを直接支援することにもなる。温室効果ガスの排出削減につながる取り組みの例としては、公的年金基金による気候変動への取り組み、化石燃料に対する補助金から社会的保護給付への漸進的な切り替え、重要な天然の CO2 吸収源の保護・修復を目的とした、有害な活動へのディスインセンティブ（行動意欲をそぐもの）となる所得支援などが挙げられる。

▶ **このように、社会的保護は気候変動対策を成功させる手段であり、公正な移行や社会正義の拡大を進める促進剤である。** また、統合的な政策対応の一環として、気候変動の緩和策と適応策が実施できるように公平な形で条件を整える。人々の所得、健康や就労、そして企業を気候変動ショックから保護するのに役立ち、さらに環境政策による悪影響からの保護にも貢献する。人々は生産的な形でリスクを取り前向きな計画を立てることができるようになり、社会で最も不利な状況にある人々も含めて、誰もが気候変動の適応策による恩恵を受けられるようになる。雇用の再編、生活水準の保護、社会の結束力の維持やぜい弱性の低減が可能となり、より公平で包摂的な社会、そして持続可能で生産的な経済の構築につな

¹ 本報告書における推計は、方法論の改善、データ入手可能性の向上や加盟国による修正があったため、厳密には過去の世界社会的保護報告と比較可能ではなくなっている。

² 気候変動の適応策とは、その弊害を和らげて有益な機会を利用することを目的として、実際のまたは予想される気候変動およびその影響を調整することを指す。

³ 気候変動の緩和策とは、気候変動の進捗率の低減（化石燃料の採掘の抑制など）や大気中の温室効果ガスを減らすための吸収源（森林、土壌、海洋など）の増強・保護を指す。

がる。とはいえ、こうした成果は社会的保護だけで実現できるわけではない。生存可能な地球を維持するために極めて重要な、気候変動の効果的な緩和策・適応策を実施可能にするその他の政策との連携が欠かせないのである。

▶ **社会的保護制度を強化し新たな現実に適応させるためには、断固たる政策措置が必要である。とりわけ、気候変動に対してぜい弱性が非常に高い国や地域では社会的保護制度のカバー率が最も低く、その必要性が高い。**人生の各段階で発生するリスク（ライフサイクルリスク）と気候関連リスクは増幅し合う関係にあるが、地球温暖化が徐々に進むにつれて、2つのリスクはますます切り離せず区別がつけられなくなりそうな様相を呈している。しかし、社会的保護によってこうした2つのリスクに体系的な政策対応を行えば、住民や経済、社会の回復力が高まる。この点、政策決定者は気候危機を抑制するための緩和と適応の取り組みを支援する気候政策を実施すると同時に、社会的保護を強化して通常のライフサイクルリスクと気候関連リスクのいずれにも対処するという、二つの目標を達成しなければならない。リスクを取り巻く環境が変容していく中で、社会的保護制度がいずれのリスクにも対応できるようにしなければならないのである。

▶ **しかし、社会的保護の適用、給付の適切性や財源確保における格差がなかなか縮小しないため、社会的保護制度は公正な移行に向けて十分に効力を発揮できていない。**こうした格差は2030年までの持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて障害となっている。公正な移行が実現するためには、社会的保護制度を強化するための投資が不可欠である。行動を起こさないことの代償

はばく大であり、投資しないのは合理的とも賢明とも思われない。したがって、社会的保護制度の強化が必要であることは論をまたず、喫緊である。現状でもぜい弱性、貧困や不平等の改善が必要なのに、普遍的な社会的保護制度のために投資が行わなければそういった要素は改善どころか悪化する。さらに、野心的な気候変動の緩和策や環境政策を実行可能なものにするためには、国民の支持を得るのに社会的保護が必要になる。そして、普遍的な社会的保護制度を構築するに当たっては人権関連文書と国際的な社会保障基準に準拠することが不可欠であり、そうすることでこうした課題への対応と「人権としての社会保障」の普遍的な実現が可能となる。

▶ **気候変動対策と公正な移行は社会正義の理念を踏まえて、人権ベースで実施する必要がある。**社会的保護を活用することで、誰も取り残さない社会の実現につながる。一国内でも他国と比較しても不平等で不公平な状態が長らく続いており、気候危機によって格差はさらに顕在化しているが、社会的保護はそうした状態の是正に有益である。気候危機の克服は各国が協力して当てることで初めて可能となるが、それぞれの状況に応じて異なる責任を負う形にしなければならない。また、こうした危機を引き起こした主な国々が問題の是正に向けて特別の責任を負うことを認識する必要がある。この考え方は、社会的保護の国内の財源確保において結果を大きく左右する。また、経済・財政面の体制が不十分な国々は気候危機の原因に対する責任が最も小さいにもかかわらず被害にさらされているが、そういった国々に対する国際的な財政支援においても大きな意味を持つ。これは、社会正義の重要な一要素である。

▶ **確かに前進はしたが、何十億人もの人々がこの先に控えるライフサイクルショックと気候ショックに対して何の備えもないまま、苦境に置かれている**

世界社会的保護報告の前回版が刊行されて以降、社会的保護のカバー率は世界的に重要な水準を超えた。持続可能な開発目標（SDG）の指標1.3.1に基づく統計では、世界人口の52.4%が少なくとも1種類の社会的保護給付の対象となっており、半分以上が対象となったのは今回が初

めてである。2015年には42.8%だった。これは喜ぶべき前進である。

しかし、今後、世界全体で加入割合が同様に上昇するのであれば、全ての人々が少なくとも1種類の社会的保護給付の対象になるのは49年後の2073年となる。このよ

うに、社会的保護の格差が縮小するペースはあまりにも遅い。

加えて、現在、世界各国では2つの大きく異なる方向で社会的保護が発展している。高所得国における社会的保護のカバー率（85.9%）は普遍的社会保障の実現に少しずつ近づき、高中所得国と低中所得国（それぞれ71.2%と32.4%）は格差の縮小に向けて大きく進んでいる。その一方で、低所得国におけるカバー率（9.7%）は2015年以降ほとんど上昇しておらず、許容できない低さである。

世界的に、社会的保護のカバー率は法的（労働力人口に占める失業保険加入者数）にも実質的（失業者に占める失業手当受給者数）にも男女間格差がかなり大きい状況が続いている。少なくとも1種類の社会的保護給付の対象になっている実質のカバー率で、女性は男性に後れを取っている（女性50.1%、男性54.6%）。包括的な法律上のカバー率においても同様に不平等な状況が見られる。労働世代人口のうち、法律上包括的な社会的保護制度の対象となっているのはわずか33.8%である中、男女別に見ると著しい格差が生じており、男性（39.3%）と女

性（28.2%）で11.1ポイントの差がついている。社会的保護制度は、労働市場、雇用や社会における不平等に対処するためのより広範な政策の一環として、性差への対応を改善する必要がある。

重要な点として、社会保険の対象外となる人々については、社会扶助などの無拠出型の現金給付が少なくとも基礎的な水準の社会保障を確保する上で重大な役割を果たしている。世界全体で、ぜい弱な立場の人々に対する社会的保護のカバー率は37.3%となり、2015年の26.7%から上昇した。これは、1つの説明としては新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な大流行（パンデミック）に対する暫定的な政策対応が挙げられる。しかし、貧困、ぜい弱性やディーセント・ワークの欠如が悪化したことによりニーズが増加したことも原因として考えられる。どのように解釈するかはさておき、社会扶助から脱却して社会保険の対象となるディーセントな雇用（自営を含む）への移行を進め、保護の水準を引き上げつつ国の支出を軽減するためには、さらなる努力が必要である。

▶ 恐ろしいことに、気候危機に対して非常にぜい弱な国々では全く備えができていない

気候危機の最前線にあって気候災害の重大な被害を受けやすい国々の住民は、依然として全く備えができていない。気候危機に対するぜい弱性で下位20カ国では、何らかの形で社会的保護の対象となっているのは住民のわずか8.7%に過ぎず、3億6400万人が全く保護されていない。また、下位50カ国でも、実質のカバー率は全住民のおよそ25%であり、これは、現時点で21億人が何の保護も受けずに気候危機の災害に直面しており、自らの才覚と親族に頼るしかないということである。

今後、気候変動がさらに激化することを考えると、このような状況は放置するべきではない。さらに、深刻な資金不足で社会保障の土台を構築することさえできないために、そうした人々の絶望的な窮状はさらに陰惨たるものになっている。ぜい弱性が下位20カ国の資金不足は年間2,001億米ドル（それらの国々の国内総生産＝GDP合計の69.1%に相当）、下位50カ国では6,440億米ドル（10.5%に相当）である。こうした資金不足は、国内の態勢が整っていれば乗り越えられないほどの難題ではないが、そのためには連携のとれた国際的な支援がとりわけ最もぜい弱な国々について必要となる。

▶ 保護の格差は、社会的保護への著しい投資不足と大きく関係している

社会的保護における資金不足の問題は今なお大きい。低所得国や中所得国では、社会的保護の土台を構築して少なくとも基礎的な水準の社会保障を確保するには1.4兆米

ドルの追加投入が必要であり、これは、それらの国々における年間のGDP合計額（2024年）の3.3%に相当する。内訳は、不可欠な医療にGDPの2.0%（8,334億米ド

ル)、5種類の社会的保護の現金給付に GDP の 1.3% (5,523 億米ドル)。低所得国については、年間で 3,085 億米ドルの追加投入が必要となる。これは各国の GDP 合計額の 52.3%に相当し、国際的な支援が無ければ短期的には実現不可能である。

こうした社会的保護制度のカバー率、包括性や適切性の格差を縮めようとしても、著しい投資不足が妨げとなっている。各国は社会的保護（医療を除く）に GDP の平均 12.9%を投入しているが、この数値からは、国家間で驚くほどの違いがあることが見えてこない。所得水準別の内訳を見ると、高所得国が 16.2%、中高所得国が 8.5%だが、低中所得国は 4.2%しかなく、低所得国はわずか 0.8%である。

社会的保護の適切性を向上させることも極めて重要な優先事項である。保護が不十分な状況がなかなか改善しないために、貧困を防止・軽減し人として尊厳のある生活を可能にするという、社会的保護に本来備わっている効

力が発揮されない。人々の生活全般にわたって適切な給付を確保することは、社会的保護の土台を保証して給付水準の引き上げを実現させるためのカギとなる。気候危機のせいでニーズはさらに高まることが予想される。物価が上昇して適切な給付のために公的支出を相応に増加させる必要が生じるなどの影響が出てくるためである。

社会的保護制度によってライフサイクルリスクに対処し気候変動に対応する能力を最大限に発揮するためには、この制度をさらに強化しなければならない。したがって、社会的保護制度の財源を公平かつ持続可能な形で確保しつつ、制度の普遍性、包括性や適切性を確保するためにさらなる取り組みが必要となる。社会的保護への投資を行わなければばく大な代償を支払うことになる。生産性と豊かさが失われ、社会の結束力が低下するリスクが高まり、人材を無駄遣いし、苦痛・疾病への罹患・早期死亡など、数多くの避けられたはずの苦境が社会や経済において生じることになる。

▶ 18 億人の子どもにとって、社会的保護はなおもまだ遠い話である

キーポイント

- ▶ 今日、いまだに大多数の子どもが社会的保護の対象外である。全世界の 0～18 歳の子どものうち 23.9%に家族手当や子ども手当が支給されているが、これは、18 億人の子どもが対象から外れていることを意味している。0～15 歳で見ると 28.2% (2015 年から 6.1 ポイント増加) が対象となっているが、これは、14 億人の子どもが対象から外れているということでもある。
- ▶ 低所得国では、0～18 歳のうち子ども手当や家族手当の現金給付の対象となっているのは 10 分の 1 未満 (7.6%) で、極めて多くの子どもが教育を受けられず、栄養状態が悪く、困窮し不平等という状況に陥る危険性が高く、さらにそうした状況による影響を長期にわたって受けて

いる。そして、気候危機は子ども、中でも貧困状態にある子どもを直撃する。

- ▶ 気候危機は子どもに対する構造的な暴力であり、そのウェルビーイング（心身ともに満たされた状態）や将来の展望を損なうものとして位置づけられてきた。このことは、今後も中核的目標を達成し、気候変動で生じる新たな子どものニーズに対応できるようにするためにも、社会的保護制度をより包摂的で回復力の高いものにすることが非常に重要であることを浮き彫りにしている。
- ▶ 子どもを対象とする社会的保護への公的支出は増加させなければならない。世界的には GDP の平均 0.7%が子ども手当に充てられている。なお、繰り返しになるが地域差は大きく、低所得国の 0.2%から高所得国の 1.0%と大きな幅がある。

▶ 生産年齢人口も、社会的保護に今なお著しい格差が見られる

キーポイント

- ▶ 世界全体で 2015～2023 年における社会的保護のカバー率（SDG 指標 1.3.1 を含む）の傾向を見ると、生産年齢人口についてはある程度の進展が見られたものの未だ不十分であり、極めて多くの人々が全く保護されていないか、保護が不十分である。こうした社会的保護の格差は、気候災害だけでなく、気候変動の緩和・適応政策によってもさらに悪化することになる。
- ▶ 母性保護：全世界で新生児のいる女性の 36.4%（前回から 6.8 ポイントの増加）が出産手当金を受給している。これは、新生児のいる女性のうち 8,500 万人が適用範囲から外れているということを意味する。加えて、生殖医療や妊産婦・新生児・小児医療における医療格差はなかなか解消されておらず、気候変動による災害にさらされることで妊産婦や新生児の罹患・死亡率に影響が出ている。
- ▶ 傷病手当金（法定給付）：世界の労働人口の 56.1%（労働世代人口の 34.4% に相当）が法定給付である傷病手当金の受給資格を有している。これは、労働世代人口のうち 41 億人はこの法的な保護を受けていないということを意味する。また、受給資格があったとしても、給付の適切性、支給期間や支給条件が限定的だと保護の格差が生じる。気候変動により既存の疾病や新たな疾病が蔓延することで、生産性や罹患した労働者の保護に関して新たな課題が生じる。
- ▶ 労災保護：労働者の 37.4%（前回から 4.6 ポイントの増加）が労働災害や職業性疾病に対する保護を受けてい

る。これは、労働者のうち 23 億人は全く保護されていないということでもある。労働者にとって不利な労働市場構造や政策実施の不徹底のために、特に低所得国ではこうした格差が永続化している。異常高温のような気候災害により労働災害のリスクが高まり、労働安全衛生上のニーズが増大することになる。

- ▶ 障害者手当：重度の障害のある人々のうち 38.9%（前回から 6.1 ポイント増加）が障害者手当を受給している。これは、重度の障害のある人々のうち 1 億 4,600 万人は制度の対象とされていないということである。障害者が利用する特別なサービスは、多くの場合、そうした人々の多様なニーズを満たすには不十分である。また、気候変動のせいで障害者のぜい弱性はさらに増大する。
- ▶ 失業保護：失業者のうち 16.7%（前回から 1.3 ポイント増加）が失業手当を受給している。これはつまり、失業者のうち 1 億 5700 万人は適用範囲外だということになる。若者、自営業者、プラットフォームワーカー（デジタルプラットフォームで働く労働者）、農林水産業労働者や移民労働者は、多くの場合、失業保護の対象とされていない。また、既存の制度は、気候関連の課題への対応や炭素集約的な部門の脱炭素化への備えができていないものが多い。
- ▶ 世界全体で見ると、生産年齢人口に対する社会的保護の公的支出（医療費を除く）の規模は GDP の 4.8% と推計されている。生産年齢人口に対する社会的保護の格差は、こうした支出が限定的であることが大きな理由となっている。

▶ 高齢者は、制度の適用範囲と給付の適切性の課題に今日も直面している

キーポイント

- ▶ 年金は、社会的保護の中で世界的に最も普及している制度である。世界全体で見ると、退職年齢を超えた者のうち 79.6%（2015 年から 5.5 ポイント増加）が年金を受給している。しかし、法定退職年齢を超えた者のうち 1 億 6,500 万人以上が年金を受給していない。

- ▶ 高齢期における適切な保護の確保は依然として課題であり、これは特に女性、低賃金労働者、不安定就労者、プラットフォームワーカーや移民労働者に当てはまる。こうした課題は気候変動により悪化する可能性が高く、望まない移住、キャリアの分断や気候変動による金銭的な問題全般といった形で影響は現れる。

- ▶インフォーマル雇用が広がっている国では特にそうだが、多くの国々で、拠出型年金の適用拡大が遅すぎて高齢期の適切な所得保障を確保できていない状況である。拠出型年金では十分な受給額が確保できない高齢者にとっては、税金を財源とする税方式の年金が導入されると重要な収入源となる。とはいえ、受給額が水準を満たさないほど低く、高齢者に対する社会的保護の土台が保証されていない国もある。
- ▶世界全体で見ると、高齢者への年金やその他の給付（医療を除く）に対する公的支出の規模は、平均で GDP の

7.6%である。しかし地域による違いがやはり大きく、GDP 比で見た支出水準は、欧州や中央アジアの 10.5%からアフリカの 1.7%まで差が開いている。

- ▶気候危機は、年金制度の財政的持続可能性と給付の適切性に悪影響を及ぼしかねない。そのため、長期的な持続可能性を確保して受給者の生活の質を守るためには、年金制度は気候関連リスクに対応できるように適応しなければならない。また、持続可能性が高い低炭素資産への戦略的な投資を通じて、年金基金も気候危機との闘いを支援することもできる。

▶ 社会医療保護：ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進に不可欠な要素

キーポイント

- ▶社会医療保護の権利は、いまだ普遍的に確立されていない。世界人口の 5 分の 4 超（83.7%）が法律上は制度の対象とされている一方で、制度によって実際に医療を受けているのは 60.1%に過ぎない。これは、33 億人が保護を受けていないことを意味している。制度のカバー率の拡大は 2020 年以降止まっており、これは制度の実施状況には大きな格差があることを示している。また、制度の拡大に加えて、質の高い医療サービスの確保に向けた投資が非常に重要である。
- ▶医療格差の問題点としては、家計が負う医療費自己負担、医療機関への物理的な距離、提供される診療内容の限界、医療サービスの質や妥当性、医療スタッフらの不足や偏在による長い待ち時間、そして受診のために失われる労働時間や収入といった機会費用が挙げられる。

- ▶医療費の自己負担は全世界で増加しており、このため 2019 年には 13 億人が貧困に陥った。ショックにも対応しつつ全ての人々が実際に医療を受けられるようにするための主な条件としては、医療費の共同負担、広範囲のリスク・プーリングや人権ベースの受給資格の設定が挙げられる。
- ▶健康に決定的な影響を及ぼす主要な要因となる問題に対処するために、「医療格差」と「所得保障」への取り組みを強化し連携を改善することが喫緊の課題である。気候危機は人々の健康に直接影響を与え、同時に既存の社会・経済的な不平等を悪化させており、医療の公平性を左右する大きな要因である。健康とウェルビーイングは一部の者の特権とするべきではなく、気候危機により引き起こされた不平等には緊急的に投資して対応する必要がある。

▶ 今こそ正念場：より環境にやさしく、経済的に安定し、社会的に公正な未来に向けて

悪化する一方の地球温暖化を食い止めて普遍的な社会的保護を実現するのに残された時間は急速に無くなりつつある。2030 年の重要な節目まで、すでに 6 年を切っている。今こそ正念場であり、社会的保護の向上を加速化させ公正な移行を進めなければならない。これは、現世代だけでなく、将来の世代にとっても非常に重要なことである。各国の政策決定者と国際機関関係者の両方が、多

額の投資を行い、決断し、政治的な意思を示す必要がある。地球を守り、その一方で人々の健康、所得、仕事や生計、さらに企業を守り、地球の住環境を維持していけば、政策決定者が社会的保護制度を構築するための推進力になるはずである。ここで、いくつかの優先事項を挙げる。

▶ **気候危機を緩和して公正な移行を達成するためには、人権ベースの普遍的な社会的保護制度の構築に十分に注力する必要がある。**世界各国は、気候危機による人類存亡の脅威に対処する取り組みを強化しなければならない。誰もが適切な保護を受けられるようにする社会的保護は、公正な形で気候危機の課題に対処するために政府が用いることのできる、極めて有力な手段である。また、こうした取り組みは、統合された政策対応の一環として行わなければならない。そうすることで、気候政策の政治的な正当性が確保される一助となる。気候危機は不公平性をはらんでいるが、これを是正するためには世界的な観点からの正義が必要であり、財源調達における国際的な連帯もその一例である。

▶ **社会的保護制度を強化することにより、各国政府は息を吹き返した社会契約を通じて国民を保護する意図を示すことができる。**これは、ウェルビーイングや社会の結束の推進、そして社会正義の追求に当たって外せない要点だ。強力な社会的保護は国と社会の間に信頼関係を醸成し、社会の構成員全員が十全な保護を保障され、気候政策を支持する意欲を生み出すのである。

▶ **誰も取り残さないという約束を形骸化させない取り組みは、今後も変わらずに優先事項であり続ける。**具体的には、a)貧困の削減から予防に転換し、ぜい弱な社会的セーフティネットを脱却して確固とした社会的保護の土台の構築を目指すこと、そしてより高度で適切な水準の保護を段階的に達成することであり、b)社会的保護制度を性差に対応したものにするものであり、c)質の高い医療その他のサービスへのアクセスを促進することであり、d)健康とウェルビーイングを今まで以上に経済の中心的課題に据えることである。

▶ **気候ショックと公正な移行政策への備えに当たっては、包括的な社会的保護制度が実施されていることが前提条件となる。**つまり、将来的にではなく今現在、基礎をしっかり作り、社会対話を通じて国家的な社会的保護の戦略・政策を立案し実施しなければならない。制度を作ることで、危機による被害を防止・抑制・軽減し、迅速な回復を進めて、人々が緊急事態だけでなく平時のリスクにも対処できる能力を構築することができる。人道的危機の発生時には、人道・開発・平和分野の全体的な連携と、既存の医療や社会的保護制度を可能な限り活用した上での体系的な強化が必要となる。

▶ **普遍的で強固な社会的保護制度を実現するためには、さらなる投資が欠かせない。**持続可能かつ公平な形でライフサイクルリスクと気候リスクのいずれにも対処するためには、国内のリソースの結集が極めて重要である。また、財政的余力が限られている国は、その多くが気候危機に対して非常にぜい弱であり、資金不足を補って社会的保護制度を構築できるようにするには国際的な財政支援が必要である。

気候変動対策や公正な移行において、普遍的な社会的保護にしかるべき政策的優先順位が与えられれば、ばく大な利益がもたらされる。統合された政策枠組みの一環として社会的保護に取り組みれば、より環境にやさしい経済的發展、社会契約の再生、そして人類の将来世代や他の生物にとって暮らしやすい地球の再活性化が達成できた暁には誰もが恩恵を受けることができるようになる。政策決定者にその意思さえあれば、そういった社会は実現可能なのである。